

委託業務処理要領

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が〇〇（以下「受託者」という。）に委託する、多量排出事業者掘り起こし等調査業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

1 委託業務の名称

多量排出事業者掘り起こし等調査業務（以下「業務」という。）

2 業務の目的

北海道（札幌市、函館市及び旭川市を除く。）における産業廃棄物の排出抑制、再生利用及び適正処理を推進するために必要な基礎資料として、多量の産業廃棄物を排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）を把握するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条の5に規定する電子マニフェストの普及状況を把握することを目的とする。

3 業務の内容

下記のとおり、委託者に提出された報告書のデータ集計及び分析を行い、多量排出事業者及び電子マニフェストの普及状況を取りまとめ、報告書を作成する。

(1) 調査対象期間

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

(2) 調査に利用する報告書

委託者は、下記の報告書等を受託者に貸与する。

ア 法第12条の3第7項に規定する産業廃棄物管理票交付等状況報告書

イ 法第12条の5第9項に規定する情報処理センターからの報告書

ウ 電子マニフェスト登録等状況報告書に係る変更報告書

エ 法第12条第9項に規定する産業廃棄物処理計画書及び法第12条の2第10項に規定する特別管理産業廃棄物処理計画書

※ 令和5年度（令和6年度に提出）で、アは約1,800事業者、イは3,579事業者、ウは15事業者、エは779事業者。

(3) 調査方法

ア 報告書のデータ化

(2) ア、イ及びウの報告書について、表計算ソフト等を用いデータの入力及び整理をする（以下、データを入力したものを「集計表」という。）。なお、検索や抽出ができるような形式で整理することとし、単位はt（トン）に換算すること。

イ 分析及び取りまとめ

集計表から得られた値を分析し、次の項目ごとに取りまとめを行う。

(ア) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者

法12条第9項及び法第12条の2第10項に規定する多量排出事業者を抽出する。

なお、排出量は「事業場」単位となるため、事業場ごとに（特別管理）産業廃棄物の種類及び

排出量を取りまとめること。

また、抽出した多量排出事業者と（２）エの計画書提出事業者とを照合し、（２）エの計画書が未提出の可能性がある多量排出事業者の洗い出しを併せて行うこと。

※１ 多量排出事業者の判断は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第３版）」を参考とすること。

（イ）プラスチック使用製品産業廃棄物等の多量排出事業者

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第60号）第46条第１項に規定する多量排出事業者を抽出する。なお、排出量は「事業者」単位となるため、事業者ごとに廃プラスチック類の排出量を取りまとめること。

※１ 廃プラスチック類とは、法第２条第４項に規定する産業廃棄物であり、廃タイヤ及び廃ビニールなども含まれることに留意すること。なお、混合廃棄物など他の産業廃棄物と按分できない場合は含めないものとする（以下同じ）。

※２ 多量排出事業者の判断は、「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き（1.0版）」を参考とすること。

（ウ）廃プラスチック類の排出状況

業種別及び地域別に廃プラスチック類の排出量を取りまとめる。

※１ 業種別とは、日本標準産業分類に基づく区分とすること（以下同じ）。

※２ 地域別とは、道内14（総合）振興局とすること（以下同じ）。

（エ）電子マニフェストの使用状況及び加入状況

（２）アの「管理票の交付枚数」及びイの「登録件数」から、電子マニフェストの使用率を推計する。なお、地域別及び業種別に使用率を取りまとめること。

また、（２）アとイの事業者を比較し、排出事業者の電子マニフェスト加入率を推計する。

ウ 報告書の作成

調査結果を取りまとめ、報告書を作成する。

4 成果品

（１）納入成果品

ア 多量排出事業者掘り起こし等調査結果 報告書

イ アの作成に係る集計表

ウ 廃プラスチック類の排出事業者一覧表（事業者名、事業場の名称及び所在地、業種、排出量）

※ アはA４版冊子（20部）を納入すること。

また、全ての成果品をDVD-ROMに保存し納入すること。

（２）納入期限

令和7年（2025年）3月14日（金）

ただし、各成果品の作成が終了した時点で、電子データを速やかに委託者に提出し、内容の確認を受け、随時修正作業を実施すること。上記納入期限は、修正作業完了後の完成品の納入期限とする。

5 その他

（１）業務処理計画の提出

業務の契約締結後、1週間以内に業務処理計画書を提出する。提出した計画に変更が生じた場合、

業務処理計画書を修正し、提出する。

(2) 委託者との協議

業務の遂行にあたっては、委託者と協議しながら進めること。なお、集計表の作成及び取りまとめ方法等に関して、不明な点が生じた場合等には、都度、委託者と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めることとし、業務の進捗状況について、適宜報告すること。